

住んで良かったと思えるまちをめざして

第13次 比布町

まちづくり計画

基本構想 2024 ⇒ 2033

基本計画 2024 ⇒ 2028



世界一大雪山がきれいに見える町・スキーといちごのまち

北海道 比布町

「住んで良かったと思えるまち」をめざして



平成 31（2019）年 3 月に第 12 次比布町まちづくり計画を策定し、基本構想に沿った基本計画に基づき、計画的にまちづくりを進めてまいりました。

このたび、まちづくり計画の終了年度にあたり、比布町総合振興審議会の答申を受け、まちの将来像「住んで良かったと思えるまち」を実現するための第 13 次比布町まちづくり計画（令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度）を策定する運びとなりました。

本計画の策定にあたっては、町民の皆さんによる「ワークショップ」、子育て世代及び移住者の皆さんや各団体との「ぴっぷ未来会議」などを実施し、町民の皆さんの声を計画に反映するとともに、少子高齢化の進行や経済・情報のグローバル化、環境問題やデジタル化などの社会経済情勢の変化と、第 12 次まちづくり計画で進めてきた比布町におけるまちづくりの進展に合わせて、これからのまちづくりに必要となる施策について検討を重ねてまいりました。

私たちの比布町は、先人が拓かれた肥沃な大地を礎に、多くの困難を乗り越えながら 130 年の歴史を積み重ね、しっかり地に足を付けて生きていく道の新たな一歩を踏み出そうとしています。

今後も、人口は減少していくという事実を受け入れ、地域で支えあう福祉や子育て環境の充実、暮らしやすい住環境の実現、地域経済の活性化などの課題解決に向けて力を注ぎ、町民、団体、企業、行政の協働によって、「生涯住み続けたい」と思えるまちをめざし、移住を希望される方が「住んでみたい」と思えるまちの実現に向けて、引き続き皆さんとまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、熱心な議論のうえ、答申をいただきました総合振興審議会の皆さんをはじめ、町民ワークショップ等で貴重なご意見をいただきました多くの皆さんに心より感謝を申し上げますとともに、町政への一層のご理解とご参画をお願いいたします。

令和 6（2024）年 3 月

比布町長 村中一徳

位置・地勢・気候

比布町は、北海道のほぼ中央、上川盆地の北部に位置し、眺望が美しい大雪山連峰を東南に仰ぐ自然豊かな町で、総面積は 86.90 k m²、東南部は石狩川をもって当麻町に、西南部は中核市旭川市に、東北部は山林地域を介して士別市・愛別町・和寒町にそれぞれ隣接しています。

地勢の特徴は、山林地域が総面積の約半分を占め、その他は概ね平坦でまとまりの良い地形になっています。大雪山系の山々を源にする石狩川が東南側町界を流れることで、その一帯は地味肥沃で良質米生産に最適な土地柄です。

気候は、平坦な盆地である地形から、内陸型で四季折々の自然風景が保たれ、夏の気温は 30℃ を超え、冬にはマイナス 15℃ を下回る等、寒暖の差が大きく、例年 11 月下旬から 12 月上旬に根雪となり、平地で 1 m 以上の積雪をみることもあります。



町章

昭和 45 年 5 月 13 日に制定され、比布町の「比」を図案化したもので、二つの交わりは町民の融和と団結をあらわし、底辺のふくらみは豊かなまちを示し、上に広がる 4 本の手は比布町の限らない発展を意味しています。



開拓とその歴史

明治 28 年、当時鷹栖村に属していたピップ原野は、「殖民区画制度」による貸付けが行われることを知った滋賀県団体（下田団体）が近文のアイヌの人たちに案内を依頼し、開拓が始まりました。

時を同じくして、香川県（讃岐団体）、愛媛県（伊予団体）からの団体移住があり、これら 3 団体による区画測定が完了し、現在の比布町が生まれました。

以後、稲作農業を基幹産業として発展し、令和 6（2024）年に 130 年の節目を迎えました。

交通

交通は、縦横断する国道 40 号と南北を JR 宗谷本線が最短で通過し、北海道の中核市旭川市とは 17 k m で結ばれているほか、4 本の道道や広域農道等の整備により、近隣町とは 15 分程度で、また、旭川空港とは 40 分程度と至便な交通条件を有しています。

また、高速交通の要衝として平成 12（2000）年に供用が開始された北海道縦貫自動車道は、現在、士別剣淵 IC まで開通し、その後も部分的に供用が開始されています。

さらに、高規格幹線自動車道が比布 JCT を経由して比布北 IC から遠軽町まで開通しています。

町の木・町の花

【町の木】 ななかまど



[昭和 44 年 10 月制定]

【町の花】 すいせん



[昭和 44 年 10 月制定]

開道 100 年を記念して、昭和 43 年 5 月に町樹町花制定委員会を設け、町民からの応募をもとに審議された結果、町民の自然愛と郷土の豊かさを象徴するものとして翌 44 年 10 月に「ななかまど」と「すいせん」を制定しました。

「ななかまど」の由来である 7 回かまどに入れても灰にならない強靱性、「すいせん」は、北海道の厳しい風雪に耐えて根を張り、花を咲かせる忍耐強さが、町民のシンボルにふさわしいものとして選定されました。

町民憲章

[昭和 37 年 6 月制定]

わたくしたちは、比布町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて平和で住みよい比布をつくることに努めましょう。

- 一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るい町をつくりましょう。
- 一、自然を尊び、きれいな環境をつくりましょう。
- 一、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

【目 次】

第1部 はじめに

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の趣旨	2
2 まちづくり計画の役割	3
3 まちづくり計画の構成と期間	4
4 まちづくり計画の策定方法と施策評価	4

第2章 新たなまちづくりに向けて

1 まちの特性	5
2 まちを取り巻く社会・経済動向	6
3 町民ワークショップ等による交流・意見交換	7

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 まちの将来像	10
2 人口の見通し	10

第2章 まちづくりの基本目標

1 「育」(子育て) 子どもたちの成長を支えるまちづくり	13
2 「職」(しごと) 働く人を応援するまちづくり	13
3 「住」(住まい) 快適に住み続けることができるまちづくり	14
4 「安」(安全・安心) 安心して暮らすことができるまちづくり	14
5 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取組み	15

第3部 基本計画

第1章 「育」(子育て) 子どもたちの成長を支えるまちづくり

1 町民ワークショップ等による意見の概要	18
2 施策	19

第2章 「職」(しごと) 働く人を応援するまちづくり

1 町民ワークショップ等による意見の概要	22
2 施策	24

第3章 「住」(住まい) 快適に住み続けることができるまちづくり

1 町民ワークショップ等による意見の概要	27
2 施策	28

第4章 「安」(安全・安心) 安心して暮らすことができるまちづくり

1 町民ワークショップ等による意見の概要	29
2 施策	31

第5章 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取組み

[住民参画・人材育成・男女共同参画・行財政]	34
[情報発信]	36
[ゼロカーボン]	37
[DX(デジタルトランスフォーメーション)]	38

資 料	39
-----	----

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の趣旨

2 まちづくり計画の役割

3 まちづくり計画の構成と期間

4 まちづくり計画の策定方法と施策評価

第2章 新たなまちづくりに向けて

1 まちの特性

2 まちを取り巻く社会・経済動向

3 町民ワークショップ等による交流・意見交換

第1部 はじめに

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の趣旨

本町は、明治 28 年に開拓の鋤がおろされてから様々な変貌を遂げながらも、基幹産業である農業を中心に発展してきました。

まちづくりの総合的な計画は、昭和 38 年に始まり、これまで 12 次にわたる計画を策定し、めざすべき町の実現に向け計画的にまちづくりが行われてきました。

基本構想の策定については、平成 23 (2011) 年に地方分権の流れの中で、地方自治法が改正され、義務から任意によることとなりましたが、社会経済情勢の変化が激しい時代ゆえに、町民の皆さんに町政の将来のめざすまちの将来像を示し、長期的かつ戦略的な視点をもってまちづくりを進めていくことが重要であることから、本町で策定する必要があると判断し、議会の議決事項として条例を改正しました。

平成 31 (2019) 年度を初年度とする第 12 次比布町まちづくり計画では、基本構想に掲げる「住んで良かったと思えるまちをめざして」の実現に向け、人口減少対策や子育て支援に取り組んできましたが、計画期間は令和 5 (2023) 年度で終了します。

このことから、昨今の社会状況や本町の抱える課題、今後の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、新たな時代に対応しながら、町民と行政の協働¹によるまちづくりを進めるため、新たなまちづくりの指針として「第 13 次比布町まちづくり計画」を策定しました。

■ これまでのまちづくり計画 ※第6次まで総合振興計画

◆第 1 次	昭和 37 年度～昭和 41 年度	「産業基盤の整備」「文化厚生施設の整備」
◆第 2 次	昭和 43 年度～昭和 47 年度	「生産と生活の均等を考慮しつつ、特に農業の振興と安定、ベッタウンの形成に努め、それらを中心とした工業の振興と商業の発展を期する」
◆第 3 次	昭和 48 年度～昭和 55 年度	「住みよい理想郷の建設をめざして」 ※8 年計画であったが昭和 52 年度で終了
◆第 4 次	昭和 53 年度～昭和 57 年度	「長い歴史にはぐくまれた本町農業の諸条件をふまえ、穀倉上川中部におけるその中核的位置づけをより鮮明にしつつ、これと調和し恵まれた交通環境に立脚する、都市近郊住宅地としての機能拡大と、適度な企業の集積に努めながら、住みよくそして豊かな田園住宅都市の創造」
◆第 5 次	昭和 59 年度～昭和 63 年度	「町民が等しく健康で、明るく豊かな文化的生活を享受できる地域社会の創造」
◆第 6 次	平成 元年度～平成 5 年度	「憩いある住みよい環境と、豊かなまちづくり」
◆第 7 次	平成 6 年度～平成 10 年度	「住んでみたいと思う心のふるさと ぴっぷ」
◆第 8 次	平成 11 年度～平成 15 年度	「田園の大地に夢咲くまち ぴっぷ」
◆第 9 次	平成 16 年度～平成 20 年度	「田園の大地に夢咲くまち ぴっぷ」
◆第 10 次	平成 21 年度～平成 25 年度	「笑顔あふれるまち ぴっぷを目指して」
◆第 11 次	平成 26 年度～平成 30 年度	「やすらぎと夢があふれる ぴっぷを目指して」
◆第 12 次	平成 31 年度～令和 5 年度	「住んで良かったと思えるまちをめざして」

¹協働 … 町民、町議会、町が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場・特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと。

2 まちづくり計画の役割

まちづくり計画は、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられるものであり、以下の役割を持ちます。

(1) 町民と行政の「協働」の計画

まちづくり計画は、町民と行政の「協働」の指針となる内容を定め、協働のまちづくりを進める役割を持ちます。

(2) 比布町の行政経営を進めるための指針

まちづくり計画は、行政経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となります。

(3) 広域行政に対する連携の基礎

まちづくり計画は、国や道、周辺自治体等に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となります。

■ SDGs との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

まちづくり計画は、この SDGs の理念をめざして推進するものとして



3 まちづくり計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

まちづくり計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

① 基本構想

基本構想は、10年後の比布町を展望し、まちの将来ビジョンを表すものとして基本理念と将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとします。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた目標の実現に向けて施策を体系化し、行政運営の分野別方針に基づく取り組み（施策）等を示すものです。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を具体的な事業として財政的な裏づけを持って実施していくことを目的とし、施策方針を達成するための具体的な手段である事務事業の達成目標を明確に定めること等により、実効性の高い計画とします。

(2) 計画期間

基本構想の計画期間は、令和6（2024）年度から15（2033）年度までの10年間とします。

基本計画は前期と後期の2期間に分け、前期基本計画は令和6（2024）年度から10（2028）年度までの5年間、後期基本計画は令和11（2029）年度から15（2033）年度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画と同様に5年間としますが、財政状況や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、実情に応じて見直しを行います。

4 まちづくり計画の策定方法と施策評価

(1) 策定方法

まちづくり計画は、町民で構成する総合振興審議会が中心となって策定しました。また、町民や関係機関を含めた分野別のワークショップを開催し、広く意見を求め、これらの結果を計画内容に反映するよう努めました。



(2) 施策評価

将来像の実現に向けた施策の達成状況を総合振興審議会において、毎年進捗状況のチェックによる施策評価を行います。

第2章 新たなまちづくりに向けて

1 まちの特性

まちづくりを進めるにあたっては、まちの特性や地域資源を理解し、それを最大限に生かした、比布町らしいまちづくりを進めることが重要です。

こうした本町の代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

【特性1】自然と暮らしが調和した住みやすいまち

本町は、稲作を中心とした農業が基幹産業で、北海道を代表するブランド米「ゆめぴりか」は町内の上川農業試験場で誕生しました。また、いちご栽培は大正10年頃から始まり、100年以上の歴史があります。



さらに、国内有数のカタクリの群生地「突哨山」を有するほか、「世界一大雪山がきれいに見える町」として、北海道の最高峰旭岳を擁する20連峰を称した大雪山連峰を一望することができ、四季折々に姿を変える風景は、目を奪われるほどの魅力があります。

また、北海道第二の都市である旭川市に隣接した好立地でもあり、大雪の山々が優しく見守る豊かな自然と広大な田園風景が調和し、都会にはない住みやすいまちとなっています。

【特性2】公共交通網が充実したコンパクトなまち

本町は、道北経済の中心都市である旭川市に隣接し、国道39号・40号や北海道縦貫自動車道、高規格幹線自動車道の比布JCT、比布北ICがあり、交通の要衝となっています。

また、JRやバス等の公共交通網も充実しているため、都市部への交通の利便性が高いほか、生活機能をコンパクトに集約した町の移動手段として、町内間の交通支援の充実にも取り組んでいます。

【特性3】文化・芸術活動、スポーツ活動が盛んなまち

本町は、全道一の公営スキー場「ぴっぷスキー場」をはじめ、ぴっぷ球場、体育館、多目的室内運動場「いちごアリーナ」、図書館、郷土資料館等各種施設が整備され、少年団活動や部活動、公民館活動等が活発に展開され全国・全道大会に出場し、多くの子どもたちが様々な分野において優秀な成績を収めています。

また、子どもたちの活動支援も充実しており、子どもたちの個性や能力が最大限に発揮できるよう、豊かな感性を育む取り組みや好きなことを伸ばしてあげられる環境づくり、次世代の人材育成として若者の文化・芸術活動及びスポーツ活動への支援をしています。

なお、プロスポーツチームと連携協定を結び、交流人口の拡大や地域コミュニティの醸成、商工業の活性化、にぎわいの創出等、スポーツを通じた地域の活性化にも取り組んでいます。

2 まちを取り巻く社会・経済動向

近年の社会的な動向として、政治や経済、環境、生活等、様々な分野において大きな変化がみられており、本町においても厳しい社会経済情勢の変化を的確にとらえ、新たな時代に対応したまちづくりを進めていくことが求められています。

【動向1】人口の減少・少子高齢化

我が国では、平成27(2015)年から令和12(2030)年にかけて20代30代の若い世代が約2割減少する等、生産年齢人口の減少が加速するとともに、75歳以上人口は約4割増加すると見込まれており、社会の担い手不足や活力の低下、生産・消費や税収の減少等の影響が生じています。



全国的な人口減少や少子高齢化の中、本町においてもその抑制に向けた取り組みや行政サービスのあり方の検討が求められています。

【動向2】公共施設・家屋等の老朽化

本町の公共施設は、昭和から平成初期にかけてその多くが整備され、老朽化が進行している施設が多く、これらの施設が更新の時期を迎えることで、多額の財政負担を伴うことが予測されます。

また、近年、全国的に人口減少や高齢化が進み、既存住宅の老朽化等に伴い、空き家が年々増加しており、適正に管理されないまま放置された空き家が周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、大きな社会問題となっています。

住宅の管理は、第一義的責任は所有者にあることから、空き家の増加を抑制するために、将来を見据えた早めの対応が求められています。

【動向3】地球温暖化による気候変動

温室効果ガス²の排出増加が要因とされる地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる安全保障の問題として、国際的枠組みで対策が講じられています。平成27(2015)年11月には、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わりパリ協定が結ばれ、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが定められました。

我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質ゼロにする「カーボンニュートラル³」の実現をめざすとされており、本町においても令和4(2022)年3月に「ゼロカーボンシティ⁴」宣言をしました。

²温室効果ガス … 二酸化炭素、メタン、フロン類等、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、温室効果をもたらす気体。

³カーボンニュートラル … 二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、植林・森林管理等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。(脱炭素と同義)

⁴ゼロカーボンシティ … 二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることで、首長の会見や各自自治体のホームページ等で「2050年までにゼロカーボンをめざす」と表明した自治体。

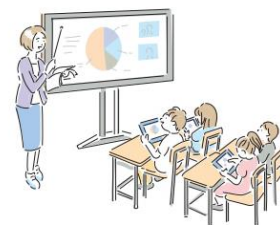
温室効果ガスの排出削減に向けた、ごみの減量や資源ごみのリサイクルを通じた循環型社会の構築及び再生可能エネルギー⁵の利活用等の推進が求められています。

【動向4】 デジタル活用社会の実現

第5次産業革命と言われるデジタル活用社会の実現は、国家・地域の存続、人々が豊かさを感じられる社会を築いていく上で不可欠と認識されています。

新型コロナウイルス感染症対応で、地方自治体のデジタル化の遅れが露呈し、国は推進法令やデジタル庁新設等体制を急展開で整備するとともに、取り組みの推進を求めています。

デジタル技術の開発や利用とそれを受け入れる社会が変容する中、本町のICT⁶活用等も、地域の持続性を高め、課題解消をめざす展開が求められています。



【動向5】 協働による助け合い、支え合いの広がり

人口減少や少子高齢化の急速な進行は、全国的に厳しい財政状況や消費市場の規模縮小による経済活動の停滞、深刻な人手不足、公共交通ネットワークの縮小といった、様々な課題を生み出しています。この課題の多様化・複雑化に対し、行政だけでは対応が難しくなってくるのが予想されます。

こうした中で、地域コミュニティや多様な住民活動が広がり、地域を支える担い手となって、助け合い、支え合い、課題解決していく社会が求められています。



3 町民ワークショップ等による交流・意見交換

まちづくり計画の策定にあたっては、町民の意見を幅広く計画に反映させるため、町民が集い想いを語り合う交流・意見交換の場として、基本目標別に「町民ワークショップ」を開催し、まちの将来に向けた様々な意見をいただきました。

また、JAぴっぷ町青年部や子育て世代及び移住者との「ぴっぷ未来会議」や町内5地区に分けた行政区の方との「まちづくり懇談会」を開催し、それぞれの団体や行政区別に、幅広くまちの将来に向けた意見交換を行いました。

⁵再生可能エネルギー … 太陽光、風力、水力等化石燃料以外のエネルギーで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電や熱利用等の際に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないもの。

⁶ICT … Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジー）の略称。日本語では「情報通信技術」と訳され、コンピューターを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた言葉。

第1章 まちの将来像

1 まちの将来像

2 人口の見通し

第2章 まちづくりの基本目標

1 「育」(子育て) 子どもたちの成長を支えるまちづくり

2 「職」(しごと) 働く人を応援するまちづくり

3 「住」(住まい) 快適に住み続けることができるまちづくり

4 「安」(安全・安心) 安心して暮らすことができるまちづくり

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 まちの将来像

本町は、先人が拓かれた肥沃な大地を礎に、多くの困難を乗り越えながら130年の歴史を積み重ねてきました。

少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化は、これまでのような地域コミュニティの維持が難しい時代を迎えています。経済や情報のグローバル化のなかで、しっかり地に足を付けて生きていく道の新たな一步として、町民、団体、企業、行政の協働によって、「生涯住み続けたい」と思えるまちをめざし、移住を希望される方が「住んでみたい」と思える本町の10年後の将来像を「住んで良かったと思えるまち」とします。

[まちの将来像] 住んで良かったと思えるまち

2 人口の見通し

(1) 急速な人口減

総務省によりますと、住民基本台帳に基づく令和5(2023)年1月1日時点の人口は1億2,242万3,038人で、前年より約80万人減少し、比較可能な1973年以来過去最大の落ち込みとなり平成21(2009)年をピークに14年連続で減少しています。

令和4(2022)年の出生数は77万1,801人で、前年と比べ4万235人が減少し過去最少となり、死亡数は156万5,125人で前年と比べ12万3,386人増加し過去最多を記録しています。

このため、出生数と死亡数の差である「自然増減」は過去最多の79万3,324人の減少となり、「少子高齢化」と「人口減少」が急速に進んでいると分析しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、比布町の人口は、令和8(2026)年に3,000人を下回り、令和27(2045)年には1,835人と推計されています。

(2) 人口減少が社会に及ぼす影響

これまでのまちづくりや社会制度は、人口が増加する社会を前提に考えられており、急激な人口減少が起きれば様々な面に対応することが困難となります。

～人口減少が比布町に及ぼす影響の例～

- 商店街の衰退による買物環境の悪化・町内経済全体の縮小
- 若年労働力の減少
- 空き地・空き家の増加
- 地域コミュニティの弱体化
- 一人世帯の増加、無縁社会の深刻化
- 税収の減少、行政サービスの低下、公共施設の統廃合
- 公共交通の利用者数減少による交通事業者の経営悪化に伴う撤退
- 団体競技の単独チーム編成が困難 等

これらの人口減少による影響は、生活関連サービスや行政サービスの縮小や廃止等が考えられます。さらには、地域コミュニティ等のサークル活動が維持できなくなり、地域の活力が失われる恐れがあります。

(3) 10年後の将来目標人口

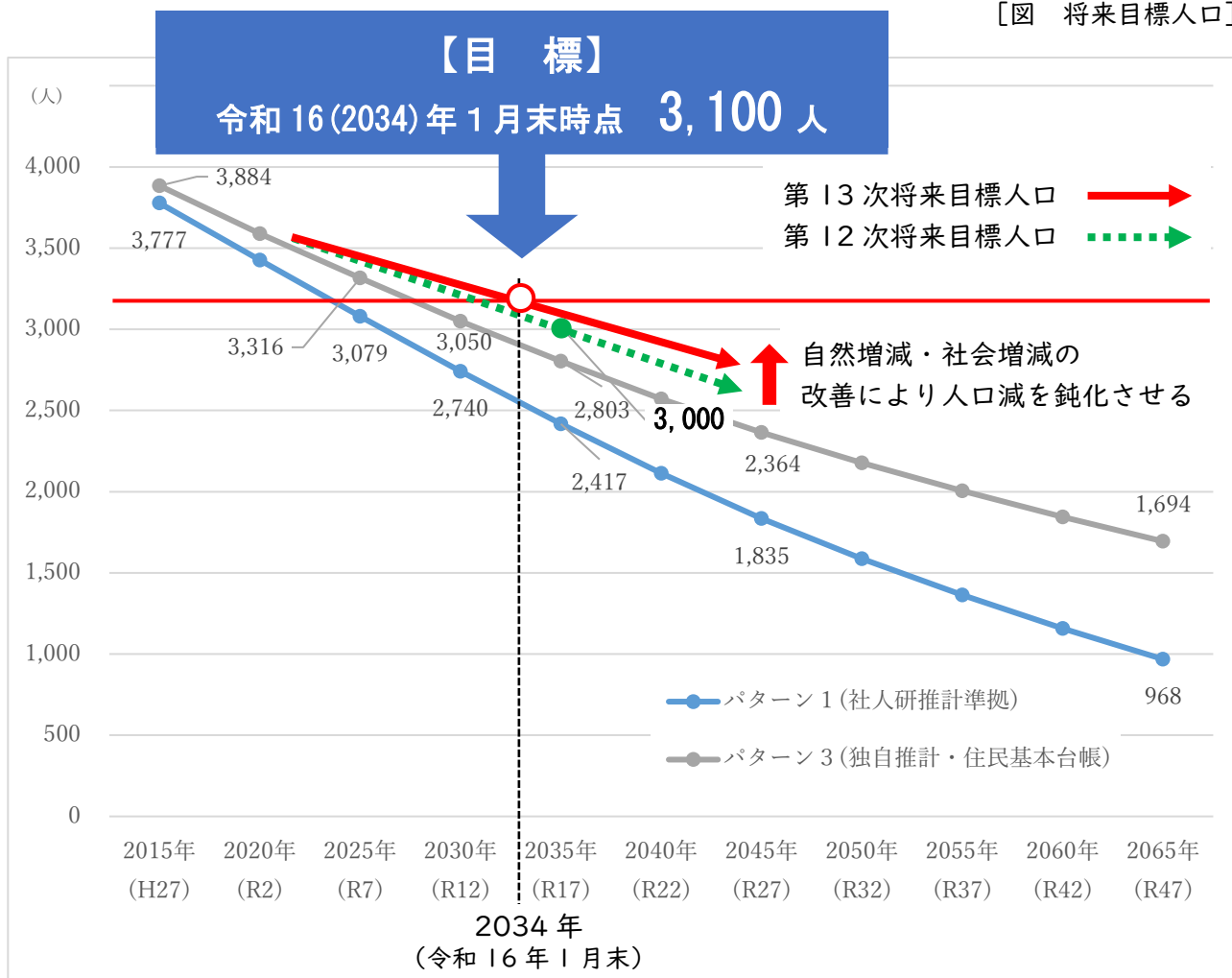
第12次比布町まちづくり計画では、子育て環境の整備、移住・定住の推進、交流人口の増加、地域コミュニティ活動の充実といった人口減少対策の効果を見込んだ推計を行い、年間50人が減少し、住民基本台帳上で将来目標人口を令和6（2024）年1月末で3,500人と設定していました。

これまでの移住・定住政策である高校生以下の医療費実質無償化や子育て支援金事業、宅建協会との連携事業等により、令和6（2024）年1月末時点で3,459人となりました。

比布町人口ビジョン改訂版（令和2（2020）年3月策定）では、長期的将来である令和17（2035）年までは3,000人を維持することを掲げています。

そのためには、速やかに総合的な人口減少対策に取り組むことにより、社会動態の転入超過を図り、10年後の令和16（2034）年1月末時点の住民基本台帳上で、将来目標人数を3,100人と設定します。

[図 将来目標人口]



(4) 将来目標人口実現のために

まちの将来像「住んで良かったと思えるまち」の実現をめざすことは、比布町への愛着と誇りを抱きながら、心の豊かさや幸福感を実感できるまちづくりを進めることです。



長らく少子化傾向が続いてきたことから、今後、次代を担う世代の人口は年々減少していくこととなり、人口減少対策の取り組みが遅れるほど、将来人口は大幅に減少することとなります。

このため、「第2期比布町まち・ひと・しごと創生総合戦略⁷（令和2（2020）年3月策定）及び令和6年度策定予定の「比布町デジタル田園都市国家構想総合戦略⁸（仮称）」との連携により、可及的速やかに総合的な人口減少対策に取り組みます。

～必要な取組み～

● 年少人口を増加させること（次世代を担う子どもが増えること）

- ⇒ 妊娠期、出産・子育て支援
- ⇒ 教育環境の充実
- ⇒ 働きやすい職場環境を整備

● 移住・定住を進めること（転出者をおさえて、転入者を増やすこと）

- ⇒ 定住が可能な住まいの確保
- ⇒ ブランド向上等による域内経済循環の活発化
- ⇒ 生涯健康に過ごすことができる仕組みづくり
- ⇒ 雇用の場の確保
- ⇒ イベント等を通じた郷土愛の醸成

⁷まち・ひと・しごと創生総合戦略 … 地方におけるサテライトオフィス^{*1}での勤務等地方創生に資するテレワーク^{*2}を推進することで、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る施策の方向性等を取りまとめたもの。

^{*1}サテライトオフィス … 企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィス。

^{*2}テレワーク … 勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し、場所や時間に縛られない柔軟な働き方。

⁸デジタル田園都市国家構想総合戦略 … 誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するために、施策を充実・強化し、施策ごとにKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。

第2章 まちづくりの基本目標

第12次比布町まちづくり計画の基本目標である「育」(子育て)「職」(しごと)「住」(住まい)「安」(安全・安心)の4つの基本目標を継続し、各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取り組みを定めます。

基盤的な取り組みとして、新たに男女共同参画、脱炭素社会の実現とDX(デジタルトランスフォーメーション)⁹の推進を追加し、取り組みを進めます。

1 「育」(子育て)

子どもたちの成長を支えるまちづくり

核家族化の進行や社会のつながりの希薄化等により、子育てに対する不安等、家庭や地域の子育て力が低下しています。

また、価値観の多様化から、仕事と生活の調和を図りたいと考える人が増え、共働き世帯が年々増加し、子育て支援サービスの充実が求められています。

出産や育児を応援し、働きながら子育てできる環境と地域における子育て支援の充実を図ることによって、子どもたちの健やかな成長を支えることができる体制や環境の実現をめざします。



2 「職」(しごと)

働く人を応援するまちづくり

人口減少や少子高齢化の影響で生産年齢人口¹⁰が減少し、地域経済が縮小することが考えられます。人手が足りず労働力不足になると、地方に進出していた企業や店舗は撤退を余儀なくされ、休廃業する事業所の増加が危惧されます。

また、働く場所が減少すると、若者がさらに都市圏に流出する等の悪循環を生み、地方の企業活動が一層停滞する恐れがあります。加えて、高齢化を理由に離農者が増加すると、基幹産業である農業にも影響を及ぼしかねません。

農業、商業、工業、観光の各産業の強みを生かし、持続的な経済成長を促進するため、人材育成や働く場所の確保、先端技術の導入、生産性の向上の取り組みを支援します。

さらに起業の促進や事業拡大、新たな事業を創出し、働く人を応援するために地域経済の基盤となる産業の振興をめざします。



⁹ DX(デジタルトランスフォーメーション) … デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化等も変革していくような取り組みを指す概念。

¹⁰ 生産年齢人口 … 生産活動に従事する15歳~64歳の人口。

3 「住」(住まい)

快適に住み続けることができるまちづくり

日本では空き家が増え続けており、この30年間で2倍以上に増加しています。本町も同様に、家族形態の変化等により、空き地・空き家が増加し、さらには管理不全な空き家も増加傾向で、適切に維持管理がなされずに老朽化が進む空き家が見受けられます。

空き家が発生する要因は、施設入所や子ども宅への転居、自宅を所有する高齢者が亡くなる等により空き家となる場合が多く、今後、団塊の世代を含めた高齢者が増えていくことから、それに伴い、空き家も増えていくことが予想されます。

転出者の抑制と転入者の受け皿の確保として、空き地・空き家をさらに有効活用し、滞留できる憩いの空間の創出によるまちの魅力の向上、強靱かつ持続可能なまちの実現を図ること等により、快適に住み続けることができる住環境の実現をめざします。



4 「安」(安全・安心)

安心して暮らすことができるまちづくり

良好な買物環境は、日常の生活の基盤であり、地域で生活する上で不可欠なものです。流通機能や交通網の弱体化とともに買物環境が悪化し、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている買物弱者¹¹が発生しています。

また、公共交通は、通勤や通学、通院、買物等生活に不可欠な生活の足ですが、少子化や町外への人口流出等による人口減少の進行により利用者が減少し、公共交通の維持が困難な状況にあることから、移動支援の充実と買物弱者への支援策を検討し、併せて持続可能な広域の公共交通体制の確立をめざします。

さらには、生涯にわたって生き生きと、安心して、自分らしく活躍できるまちをめざして、ピピカツ事業¹²を加速させます。



¹¹ 買物弱者 … 住んでいる地域の過疎化が進み、近くの商店が廃業したり撤退したほか、足腰が弱くなって買い物をしたり生活に必要なサービスを受けるのに困難を感じる人たちのこと。

¹² ピピカツ事業 … 町が町民に対して取り組む、運動と食による健康寿命を延伸する各種事業。

5 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取組み

(1) 住民の参画

住民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報発信や広聴機会の充実を図り、まちづくりに対する町民の意識関心を高めるとともに、協働の取り組みを推進する組織の活性化を図る必要があります。



住民参加を推進するためには、広報・広聴活動は欠かせないものであり、積極的な情報公開や情報発信をはじめ、住民のまちづくりへの理解と協働を得るための取り組みを強化します。

また、町全体や地域、行政区単位において、今後のまちづくりを住民が一緒になって検討する機会、行政と地域とが意見交換をする場の充実に取り組みます。

(2) 人材の育成

まちづくりにかかわる幅広い活動を支える組織・団体の育成や活動の支援を進めるとともに、生きがいづくりやコミュニティの活性化につながるボランティアの発掘・活用を図ります。

また、まちづくりを進める上で、地域等での推進役（リーダー）となる人材の育成を支援していくほか、次世代を担う子どもたちのまちづくりへの関心を高め、町民が自発的・主体的にまちづくりの提案ができるように、町民主体・参加型のまちづくりについて取り組みます。

(3) 男女共同参画の促進

少子高齢化の進展等社会情勢の急速に進む時代の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを進め、変化を乗り越えていくためには、地域に住む人々が、その個性と能力を発揮できる社会を作っていくことが必要です。

すべての人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるためにも、男女共同参画¹³に関する広報や啓発、地域づくり等における女性リーダーの養成等、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

(4) 健全な行財政

目まぐるしく変化する社会情勢の中、行財政運営を健全かつ円滑に進めていくためには、町民の信頼のもとで、行政課題の解決に向けて堅実かつ柔軟に取り組み、成果を積み上げていく必要があります。

また、全国的な問題である公共施設等の老朽化対策については、適切な維持管理や修繕、戦略的な長寿命化や最適化に取り組んでいくほか、複合庁舎改築に向けて総合的なマネジメントを推進します。

さらに、新型コロナウイルス禍を発端として加速が見込まれるデジタル化への対応についても、将来的な見通しをもって必要な取り組みを着実に推進するとともに、行政のスリム化、事業運営の効率化の実現に取り組みます。

¹³ 男女共同参画 … 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

(5) 情報の発信

これまで同様に紙媒体や防災行政無線等の情報発信を活用するほか、デジタルの活用も進めることで、一人ひとりの多様化するニーズに合ったサービスを選択できるように努めます。

また、防災情報及び音声告知サービス等、様々な情報発信の取扱いを検討するとともに、情報セキュリティ対策の高度化やあらゆるリスクを想定した予防策の把握が必要です。

高度情報化に対応して住民生活の利便性や安全性、定住や企業誘致等の条件を高めていくためにも、各種サービス提供の環境整備やデジタル格差¹⁴対策、情報の受発信に取り組み、町民のサービス向上の実現に取り組みます。

さらには、SNS¹⁵を有効活用しながら、町の魅力を広く発信し、関係人口¹⁶を創出することで地域の活性化につなげます。

(6) 脱炭素社会の実現

気候変動や生態系の変化等、地球温暖化の進行による深刻な影響が懸念される中、世界各国では2050年までのカーボンニュートラルをめざす動きが加速し、国においては2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

本町においても、令和4（2022）年3月にゼロカーボンシティ宣言をし、省エネルギー対策や再生可能エネルギー¹⁷の導入、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを進める必要があり、炭素排出が少ない木造建築や森林資源の循環利用を研究する等、あらゆる分野のカーボンニュートラル実現に取り組みます。



(7) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

新型コロナウイルスの感染症拡大は、私たちに大変厳しい試練を与えた一方で、テレワークやキャッシュレス化の浸透等、人々の社会生活に深くかわる部分でデジタル化を加速させました。

国は、デジタルの活用により、国民一人ひとりのニーズにあったサービスを選択でき、多様な幸せが実現できる社会をめざすこととしています。

本町においては、行政サービスの向上や町政運営の効率化・高度化を図る「行政のデジタル化」だけでなく、本町の特性や実情をふまえた「地域社会のデジタル化」の実現にも取り組みます。

¹⁴ デジタル格差 … インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差。

¹⁵ SNS … Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略称。登録された利用者同士がインターネットで交流できる会員制サービス。

¹⁶ 関係人口 … 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々の人口。特定の地域に通勤や通学する人、その地域の出身者等が該当する。

¹⁷ 再生可能エネルギー … 太陽光、風力、水力等化石燃料以外のエネルギーで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電や熱利用等の際に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないもの。

第1章 「育」(子育て)
子どもたちの成長を支えるまちづくり

第2章 「職」(しごと)
働く人を応援するまちづくり

第3章 「住」(住まい)
快適に住み続けることができるまちづくり

第4章 「安」(安全・安心)
安心して暮らすことができるまちづくり

**第5章 各基本目標の達成を確実なものにするための
基盤的な取組み**

[住民参画・人材育成・男女共同参画・行財政・ゼロカーボン・DX]

第3部 基本計画

第1章 「育」(子育て)

子どもたちの成長を支えるまちづくり

1 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 安心して出産・子育てができる環境づくりと子どもの健やかな成長を支援

	意見の概要
① 妊婦・乳幼児世帯への支援	出産費用の支援 保健センター事業の出産後サポートの継続 家事・育児支援
② 障がい児世帯への支援	きたよんの相談支援の継続 障がいを持つ子の受入体制の継続 交通費助成の継続
③ 遊び場の確保と改善	通年で利用できる施設 ストライダーで思いっきり遊べる場所 水遊びができる公園

(2) 幼児教育・保育の充実

	意見の概要
① 保育園の運営	延長保育 病児保育
② 一時保育の運営	一時保育の拡充

(3) 地域の支えあいによる子育て支援の充実

	意見の概要
① 異世代交流の推進	世代を超えた交流の増 学校行事全般の高齢者ボランティア
② 子供用品のリサイクル	ランドセル、スキー、ベビーカー 後期課程の制服、ジャージ 習い事のユニフォームや用具等

(4) 義務教育・高等教育の充実

	意見の概要
① 義務教育への支援・運営	学校運営協議会の規模縮小 スクールバスの乗車の見直し
② 高等教育への支援	交通費の支援 交通手段の確保
③ キャリア教育 ¹⁸ の推進	夏休み・冬休み事業の充実 体験型やイベント行事が多く子育てがしやすい
④ 児童クラブの運営	宿題を見てもらえる環境

¹⁸ キャリア教育 … 子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。

(5) 子育て世帯の経済的支援

	意見の概要
① 公民館教室の充実と少年団活動への支援	びびたく ¹⁹ の利用拡大（子どもの送迎） 少年団指導者への助成 全国大会等出場者への継続助成
② 医療費への支援	子ども医療費の継続 高校生の実質医療費無料の継続

2 施策

(1) 安心して出産・子育てができる環境づくりと子どもの健やかな成長を支援

- ① 複合庁舎への建替えを契機として、保健センター機能を複合庁舎に集約化し、母子保健と児童福祉のワンストップ化を図ることで、利便性の向上、個々の家庭に応じた切れ目のない対応など子育て支援体制の強化に取り組みます。
- ② 養育者が、安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実を図り、妊産婦期における心身の健康を支援します。
- ③ 保健、福祉、教育が協同し、妊娠・出産、子育てまで切れ目なく一貫した支援を行います。関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみで子育て家庭の孤立を防ぎ、子どもと養育者の思いに寄り添いながらサポートします。
- ④ 乳幼児期から就園、就学後に至るまで、子どもの成長過程に合わせた健やかな生活や発達、教育等に関する相談・情報提供の充実を図り、家庭での子育て力の向上を図ります。
- ⑤ 町内に発達に課題を抱える子どもたちを支援できる事業所を設け、民間事業者と連携の上、子どもの成長にとって必要な支援の機会を適切に確保します。
- ⑥ 子どもたちの健やかな成長を願い、幼児期からの運動習慣の確立や、給食の充実など生活習慣病の予防を含めた食育を推進し、健康な成人期を迎えられるよう支援します。



(2) 幼児教育・保育の充実

- ① 民間事業者と連携し、幼児教育・保育を一体的に提供する認定こども園の建設を進め、定員拡大を行った小規模保育事業所とともに、多様化する保護者ニーズに応える保育の提供を図ります。



¹⁹ びびたく … 高齢者等移動支援サービス。高齢者や障がい者、要介護認定者で外出の際の移動手段に困っている方に、玄関から玄関（ドア・ツー・ドア）までの送迎を行うサービス。

- ② 国の定める保育料基準額から町独自で軽減を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、産み育てやすい環境の整備と子育て支援の充実に努めます。
- ③ 子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む保育内容の充実とともに、認定こども園や保育園、学校との交流や連携を推進し、幼児教育の充実に努めます。
- ④ 施設・設備や遊具等の子育て資源を計画的に整備し、就学前から就学後まで一体的な子育て環境の場を提供します。

(3) 地域の支えあいによる子育て支援の充実

- ① 子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向け、ボランティア等の自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援に取り組みます。
- ② まち全体で子育て支援機能を充実させるため、町民の子育てに関する知識や経験、シニア世代の有する文化や技等を活用することで、地域の子育て支援の力を高めるとともに、教育活動においてピピボラバンク²⁰事業の活用を図ります。



(4) 学校教育の充実・支援

- ① 義務教育学校²¹の利点を生かし、9年間の連続性・系統性を踏まえた一貫性のある教育活動を展開し、社会で生きていくために必要な生きる力の育成と様々な経験を通じてグローバル・AI時代を生き抜く力を養います。
- ② 学校づくりの指針に基づき、きめ細やかで丁寧な指導体制を構築し、子どもたち一人ひとりの可能性を十分に引き出すとともに、個に応じた指導や多様な異学年交流を通じた豊かな人間性を育むキャリア教育やインクルーシブ²²教育の充実に努めます。



²⁰ **ピピボラバンク** … 「できること」を登録し、町民や団体からボランティアの要請があった場合にボランティア活動をする人材バンク。

²¹ **義務教育学校** … 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。

²² **インクルーシブ教育** … 国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセス。

- ③ 行政と学校、地域住民、事業所等が連携し、子どもが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取り組みを推進し、地域と歩む持続可能な教育の実現に努めます。
- ④ 児童クラブの移設に伴い、児童の受け入れ環境の整備を図り、家庭や学校に代わる生活の場・成長の場としての機能を充実させ、学習や様々な体験活動を通じて児童の健全な育成を図ります。

(5) 子育て世帯の経済的支援

- ① 経済的負担の増大が少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、子育て世帯の医療費や教育費等の経済的負担軽減のために、保育や教育、医療等にかかる各種助成制度の充実を図ります。
- ② 強健な心身の発達と、豊かな成長を促すスポーツや文化活動において、上位大会への参加経費の一部を補助するとともに、スポーツや文化活動への加入促進に努めます。



第2章 「職」(しごと)

働く人を応援するまちづくり

I 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 働く場所の創出

	意見の概要
① 雇用	働く場所、働き方、働ける人、働く内容のマッチング 人材不足を解消できる仕組みづくり Uターン、働き口、住むところ
② 企業誘致(商店含む)	加工施設(工場の誘致・設立) 国道沿いの活性化 新たな店を募集
③ 人材(担い手)確保	不足業種のカバー(他町との連携) 地域おこし協力隊制度の有効活用
④ 働き方	新たな働き方の導入(ダブルワーク)

(2) 経営基盤の強化

	意見の概要
① 所得向上	〈農産物等〉 水田活用施策への対応 地元農産物など特産品PR 農産物の新たなブランド化 〈生産基盤〉 将来の大規模化を考慮した体制づくり 農地基盤整備やスマート農業への補助 圃場管理や水管理など作業の効率化 〈農地集積〉 農地流動化促進 農地集積のあり方、交換等
② 経営の多角化	〈加工〉 加工、冷凍品の開発 重点作物の加工品開発支援(特産品開発) 農産加工室の利用、維持 〈流通〉 販売ルートの開拓 〈販売〉 地元農産物を販売する場所 ふるさと納税返礼品 農・商・工、農福連携
③ 営農支援組織	法人化への支援 免許等取得の補助

(3) 人の確保・育成

	意見の概要
① 就農対策〈新規〉	新規就農は野菜栽培 新規就農どうしたら増えるか 新規参入者への支援
② 就農対策〈継承〉	農家子弟が戻ってきやすい環境づくり 第三者継承
③ 就農対策〈体制〉	農業の生活モデルの確立 農業研修先の確保と指導者との連携 新規就農者の交流できる機会を

(4) 持続可能な農業

	意見の概要
① 環境配慮	地元農産物やオーガニック提供（学校給食） 子どもたちとの農業学習 食育・農育
② 環境・保全	資源循環型農業へ シカやアライグマ等の対策 農地の排水路の整備を

(5) いちご振興

	意見の概要
① いちご生産	新規参入者がいちご生産で生活が成り立つ道筋を作る 「ゆきララ」出荷農家の増 いちご狩り農園を増やしたい（観光農業）

(6) 商工業への支援

	意見の概要
① 起業支援	比布を全国にアピールできる名産品 若手の起業家応援づくりプロジェクト 土地の確保（創業場所）
② 事業継続・拡大	商工業振興補助事業の拡充（毎年申請） 新商品開発支援

(7) 農業・商工業等のつながりの創出

	意見の概要
① その他	農業と商工業のつながりが 新入りを受入れる環境が足りない 柔軟な考えが必要（すべての分野）

(8) 空き家・空き店舗等の流動化

	意見の概要
① 空き家・空き店舗	空き店舗兼住宅の活用 空き家（店舗）の発掘 閉店後商店の利用方法（移転支援）

② 市街地の環境	駅の横にコンビニ 駅前通りの再開発 町外者に中心街の駐車場がわかりづらい
----------	--

(9) 良佳村エリアの再検討

	意見の概要
① グリーンパークぴっぷ	グランピング、バーベキュー設備 上川管内で人気No.1のアウトドアスポットに 公園（遊具）にして家族で楽しめる場所
② ぴっぷスキー場	夏場のスキー場の有効活用 スカイロードの幅を広く
③ 遊湯ぴっぷ	遊湯ぴっぷを道の駅に

(10) その他

	意見の概要
① その他	イベントを集約する 良い意味での縮小

2 施策

(1) 働く場所の創出

- ① 新たな雇用を創出するため、町内事業所の魅力を伝え、企業誘致等により雇用拡大の支援を図ります。
- ② ウェルネス²³を基盤としたピピカツ事業を維持・継続するため、地域おこし協力隊制度を活用した起業に支援し、賑わいのある拠点づくりをめざします。
- ③ 人材不足が深刻な各分野において、外国人労働者等の受入れを支援します。



(2) 経営基盤の強化

- ① 本町の農畜産物の安定的な生産と農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営体を育成し、所得の向上を図るための施策を推進します。
- ② 農業の生産性向上を図るため、農用地や農道、農業用水路等の農業生産基盤整備を推進します。

²³ ウェルネス … より良く生きようとする生活態度。単に病気かどうかだけで健康を考えるのではなく、より生き生きとした人生をめざす積極的な生き方。

- ③ 今後さらなる高齢化や人材不足等の課題解決に向け、AI等の先進技術を活用した機械の普及や技術実証の成果等を検証し、農業生産基盤の整備等と一体となってスマート農業²⁴を推進します。
- ④ 耕作放棄地の発生を未然に防止するため、農地の流動化を促進し、農地集積の集約化や在り方を検討します。
- ⑤ 加工や販売等の6次産業化²⁵に向け、生産者と関係機関が連携し、販売ルートの開拓など出口対策を見据えた新たな農産物のブランド化など、自らの創意工夫を生かした多様な農業経営の育成・確保を図ります。
- ⑥ 地元農産物を使用した農産加工室の利用の拡大に努めます。
- ⑦ 農用地を適切に管理するため、生産組織等の法人化や環境の整備を図り、農作業の受委託の利用を促進します。

(3) 人の確保・育成

- ① 農業者の高齢化や農家人口の減少が進む中、新規就農者や後継者など幅広い人材の確保・育成が必要なため、相談・受入れ・育成の環境づくりに努めます。
- ② 農家人口の維持・増加を図るため、知識・技術を習得できる機会や就農に向けた研修等に支援を行うとともに、関係機関と連携し、就農後の定着に向けサポートします。
- ③ 関係機関と連携し、求人に関する情報の提供や職業能力の開発に関する支援をします。



(4) 持続可能な農業

- ① 「食」が持つ多様な役割の大切さを伝える「食育」に加え、「食」を支える根本である農業に関する知識・体験も含んだ「食農教育」など環境に配慮した取り組みを推進し、地元農産物の魅力を発信します。
- ② 様々な経営体が個々の経営方針を考えているなか、農業の持続的な発展と食料の安定供給の観点から、資源循環機能の維持増進を図り、環境負荷の軽減に配慮した取り組みを支援します。



²⁴ スマート農業 … GPS(位置情報)やICT等の先端技術を活用し、農作業の効率化・省力化を図ること。

²⁵ 6次産業化 … 農林水産業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業までを一体化し、多角的な取り組みを行うことにより、農林水産物の付加価値を高めようとする取り組み。

- ③ 田んぼが持つ食料を生産する本来の機能を維持することに加え、水田貯留機能を活用した「田んぼダム」等の取り組みにより、防災・減災を図ります。

(5) いちごの振興

- ① 今後いちご生産農家の減少が予想され、大正時代から培ってきた100年以上続く「ぴっぴいちご」を守っていくため、就農・生産モデルを検討します。
- ② いちご生産者やいちご狩り農園に対する支援を図り、本町の特産品として町内外へPRに努め、「いちごのまち 比布町」のブランド力の向上を図ります。
- ③ 関係機関と連携し、北海道の新たないちご品種育成に向けた地域適応性試験の継続や「冬いちご」の実証や検証を行い、今後に向けた検討を進めます。



(6) 新規起業への支援と事業継続・拡大

- ① 経営者の高齢化と後継者不足等による空洞化が進み、空き店舗が増えつつあることから、閉店した店舗の調査・検討を行い、利活用を進めます。また、起業にチャレンジしやすい新たな仕組みづくりを検討します。
- ② 事業所の経営基盤を強化するため、設備投資の負担軽減や新商品の開発など事業の継続・拡大に対して支援します。



(7) 良佳村エリアの振興

- ① 自然を生かしながら四季を通したエリアとしての利用を積極的にすすめるほか、安全の確保に努め、施設等エリア全体のリニューアルに向けた検討を行い、雇用の場の確保や関係人口、交流人口の増加をめざします。



第3章 「住」(住まい)

快適に住み続けることができるまちづくり

Ⅰ 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 住み続けるために

	意見の概要
① 空き家	空き家になる前の対応 空き家にならないように事前の周知を
② 住み替え	高齢者の住み替え用の町営住宅(平屋)が必要 住んでいる人数(子どもが就職で転居)にあった大きさの戸建て、公住、民住への住み替え
③ 新築	新築する場合の既存住宅の解体補助 町内に住んでいる子育て世代が空き家を改築、新築するときの助成金
④ 住環境	バリアフリーの賃貸住宅 2人世帯向けの戸建て住宅
⑤ コミュニティの形成	人が集まる場所がほしい 健康のため、食べる、体を動かす機会をつくる 人々の交流の機会を増やす

(2) 住んでもらうために

	意見の概要
① 所有者	空き家管理は他人事ではなく自分事 現所有者の下世代への接触 田、田畑と空き家、納屋の値段をはっきりさせる
② 移住者	新規就農者が離農した方の家、納屋ハウス等をすべて引き受ける制度 子育て世代専用の公営住宅 集合住宅の建設
③ 流動化	空き地、空き家の実態調査 新町団地跡地の利活用 蘭留地区の土地(農地)の活用

(3) その他

	意見の概要
① 近隣住民	0円物件等で遠方の方が所有者になった場合の不安

2 施策

(1) 住み続けるための支援

- ① 本町にいつまでも住み続けられるように、バリアフリーなど住環境の支援をします。
- ② 町民が住みやすいと思える地域をめざし、憩いの場や交流の場、子どもの集まる場の安全性や利便性など、住居周辺の環境整備に努めます。

(2) 空き家の発生予防と対策

- ① 人口減少に伴い、全国的に増加している空き地・空き家を防ぐため、今住んでいる所有者や親族も含め、講演会等を通して今後の家屋処分に対する意識付けを行います。
- ② 空き地・空き家所有者へ適切な管理を促すため、活用制度や相談体制を整備し、空き家対策を総合的に進めることで、住民生活の良好な環境保全に努めます。



(3) 空き地・空き家の流動化

- ① 生涯を通じて豊かで安定した住生活の確保を図るため、将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、その物件が適切に流動化されるように努めます。
- ② 町内の空き地・空き家の実態を把握し、データの収集・整理のための関係機関等の連携の強化を図り、危険空き家及び特定空き家の情報共有に努めます。
- ③ 町内でも管理不全、危険空き家が点在している現状から、法律に基づき助言・指導等を行い、所有者への意識改革を促します。



(4) 移住・定住者への支援

- ① 流動化の環境を整えるため、関係機関と連携し、売買の速やかなマッチングを図るとともに、官民連携による空き地・空き家の利活用を推進します。
- ② 民間活力を導入した官民連携による、町営住宅跡地等を有効活用した子育て世代の移住・定住につながる良好な住宅団地を形成します。



第4章 「安」(安全・安心)

安心して暮らすことができるまちづくり

Ⅰ 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 生活環境の維持・改善(まちなみ景観)

	意見の概要
① 買物環境(商店街の活性化)	メインストリートを賑やかに(駅前通り活性化) 町を明るく、楽しく若い人が思えるように 店舗を増やす対策(商店の充実)
② 公害・衛生(ごみ)	もみ殻の新エネルギーとしての活用 道路脇のごみ等をきれいに オムツのごみ出し(農家地区の収集日の増)
③ 環境・景観	自然と外へ出て歩きたくなるような景観の整備 草むらを減らす(クマ対策) 公園にベンチもっと増やす

(2) 移動支援の充実・公共交通の整備

	意見の概要
① 高齢者等の移動支援	町内外の移動に困らない町 びびたく事業の拡大 住み慣れたところで住み続けられるように
② 公共交通等の維持	JRを今の本数は継続してほしい バス停までが遠い
③ その他(タクシー等)	タクシー会社誘致 買い物バスがほしい

(3) 福祉・医療環境の充実

	意見の概要
① 医療	子どもも大人も安心して病院にかかりたい 町内医療の充実 医療が低下しないような対策を
② 介護	親の介護費用の支援 各施設入所手前にいる高齢者の対策 高齢者介護事業の拡大(入所による人口増)
③ 高齢者	高齢者下宿 住み替えの援助 一人暮らしの高齢者買物

(4) 空き地・空き家対策

	意見の概要
① 空き地・空き家(空き店舗)の流動化	空き地・空き家の実態調査 空き地・空き家の有効活用 子どもたちが離れていかないようなまちに

(5) 生涯学習機会の充実

	意見の概要
① 学習・交流施設	高齢者と子ども達が交流できる場所があればいい 蘭留小学校の活用 図書館の蔵書は評判
② 教育力の向上	教育は大事 大人の学び場
③ 体力の維持・増進	様々な世代が気軽にできるトレーニング施設 健康増進のためのトレーニングマシンの設置

(6) 地域づくりの構築

	意見の概要
① 地域コミュニティ	町民同士（老若男女）の交流機会(近所等) 幅広い世代が参加できる事業（地域住民一体化） 入居しない公営住宅を町民集会所等で活用
② ユニバーサルデザイン ²⁶ 化	公共施設のスロープ化・トイレ改修 点字ブロック取付け 高齢者住宅の整備

(7) インフラの整備

	意見の概要
① 道路等の維持・整備	大雨時の道路冠水箇所の排水路の整備を図る 路上駐車対策を図る 車の流れを作る
② 歩道等の維持・整備	歩道が広くなれば散歩しやすい 歩道のアップダウンは車いすが走りにくい
③ 除雪対策	駅前道道を町道にして町で除雪をしてはどうか 現在の除雪体制を維持 空き家の屋根の雪が落ち道路が危険

(8) 防災・防犯対策

	意見の概要
① 防災	災害備蓄品 行動、移動の仕方の指導 消防団員の確保
② 国民保護	有事の町の対応
③ 防犯	事件・事故が無いに等しい 治安維持のための防犯対策 街灯が暗い（農家地区へ外灯の設置）
④ 交通安全	身障者の方のため、道路・歩道の段差解消 地域住民の連携による町づくり、交通安全 車、自転車の定期的な安全教室

²⁶ ユニバーサルデザイン … 障がいの有無や性別、年齢、国籍など個人の様々な状況や能力にかかわらず、可能な限り誰もが利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどの提供を目指そうという考え方や手法。

2 施策

(1) 生活環境の維持・改善

- ① 安全で安心して暮らせる快適な生活環境を確保していくため、関係機関と連携した取り組みを進めることで、公害等の未然防止を図ります。
- ② ごみの適正処理を確かなものにするため、家庭ごみの5分別収集の徹底をはじめ、資源物回収やごみ収集体制の維持・継続を図るとともに、小型家電の回収事業の促進やリサイクル事業への活動支援を推進します。
- ③ 快適で清潔な環境衛生を保持するため、地域住民の協力によるごみステーションの適正な管理と、人流に応じた設置場所や収集日の見直しを検討します。
- ④ 資源循環型社会を実現するため、ごみの減量化や資源化を進めるとともに3R（リデュース、リユース、リサイクル）²⁷の取り組みと普及啓発を促進します。
- ⑤ きれいなまちづくりを進めるため、空き缶のポイ捨てや不法投棄の防止など住民による環境美化・清掃活動を推進します。
- ⑥ 公共施設等における整備作業により、緑豊かな自然あふれる景観づくりに努め、生活の中にゆとりと癒やしが体感できるよう維持管理します。
- ⑦ 公衆浴場の老朽化が著しいため、施設の改修や改築の必要性について検討します。



(2) 地域公共交通の充実

- ① 町民のニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、よりよい公共交通ネットワークの形成に努めます。
- ② 町内を運行する道北バスやJR宗谷本線の利用者の増に向けた取り組みを支援し、引き続き、関係機関や沿線自治体との協議を行うとともに、各交通事業者に対し、路線の存続と維持を促します。
- ③ 町内における移動弱者²⁸の支援及び経済の活性化を推進するため、移動支援事業を充実することで利便性の向上を図ります。



²⁷ 3R(リデュース、リユース、リサイクル) … 政府が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」の基本原則。「3R」は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったもの。

²⁸ 移動弱者 … 自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。

(3) 福祉・保健医療の充実

- ① 住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、町民のセルフケア力を高め、自主的に自立に向けた取り組みを行えるよう支援をするとともに、身体状況に合わせた介護予防の推進、介護の重度化予防に向けた取り組みを展開します。
- ② 高齢化が深刻化する中、お互いを見守り見守られる関係づくりを構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。
- ③ 生涯健康で自分らしく生活ができるように、各種健診事業や相談支援体制の充実に努め、医療機関と連携し町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。また、ピピカツ事業を全世代化し、健康的な食と運動習慣を確立するための支援体制・環境を整備します。
- ④ 町民が安心して医療を受けられるよう、地域医療体制と救急搬送体制が安定的に維持できるよう努めます。
- ⑤ きたよん（上川中部基幹相談支援センター）²⁹等サービス体制の充実に努め、障がいがあってもいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。



(4) 生涯学習機会の充実

- ① 自己肯定感の認識、持続可能な社会の創り手なる力を育むため、生涯にわたり生きがいを高める学習の場、各種講座や体験事業の機会を通じて、学習や文化・スポーツ活動に親しむ環境を整備し、自ら学び参加する意欲を高める取り組みを推進します。
- ② 健康で生きがいを持てる生活と社会参加を支援し、地域活動への参加を促進することで、世代間交流や地域間交流を図り、地域の特性や人材を生かした生涯各期における学習活動と社会的要請や学習ニーズに応じた学習機会を提供します。また、複合庁舎への建替えを契機として、福社会館や老人センターを集約することにより、更なる生涯学習機会の充実に努めます。
- ③ 町民のニーズに応える蔵書構築、各世代の成長過程に配慮したサービスを提供できる図書館運営を推進します。



²⁹ きたよん(上川中部基幹相談支援センター) … 当麻町に設置されている上川中部圏域の北4町(当麻町、比布町、愛別町、上川町)で構成する広域の基幹相談支援センター。

(5) 地域づくりの構築

- ① 地域住民の交流促進、地域福祉の向上、地域防災力の推進など、行政区が自主的な活動を行える環境づくりを支援するほか、地域づくりの基盤となる地域コミュニティの活性化を促します。

(6) インフラの整備と除雪体制の維持確保

- ① 安全で安心な道路機能を確認するため、路面と道路施設を定期的に点検し、計画的な維持補修を進めます。
- ② 安全に通行できるよう、通学路等（キッズゾーン³⁰等）における歩行空間の確保や道路機能の強化を図ります。
- ③ 町民生活の基盤となる上下水道や橋梁、し尿処理等のインフラ施設については、適正な維持管理や運営を行うとともに、長寿命化等の予防的措置を講じ、補修に努めます。
- ④ 冬期間の通行を確保するため、関係機関等と連携し、迅速かつ適切な除排雪や路面凍結を防止する体制を継続するとともに、車両更新を行いながら降雪時における自助、共助による除雪体制の強化を図ります。
- ⑤ 除雪作業を行っている方が年々高齢化していく中、担い手不足により現状の除雪体制が厳しくなりつつあります。引き続き、現状を維持していく上で、除雪体制の見直しを行います。



(7) 防災・防犯対策

- ① 防災用備蓄品や資機材を整備するとともに、行政区における自主防災意識の向上を促し、自助、近助、共助、公助による防災力の向上に努めます。
- ② 大雨時の河川の氾濫を防ぐため、定期的な点検や維持管理に努めます。
- ③ 消防施設や設備等を適切に維持・管理するとともに、車両や資機材及び消防水利を計画的に整備することで、安全で安心に暮らすことができるよう消防・救急体制の充実を図ります。
- ④ 消防団員の確保が困難になっている中、地域消防力を維持していくために消防団の重要性をPRし、入団促進をすすめ消防団体制の充実・強化に努めます。
- ⑤ 交通事故や犯罪のないまちづくりを推進するため、啓発活動を行うとともに、関係機関との連携や連絡体制を強化し、町民の意識向上を図ります。
- ⑥ 役場庁舎と消防庁舎の集約化・複合化を図り、災害対策本部機能が十分に発揮でき、町民に安心感を与え、災害時には正確で迅速な対応ができるような体制づくりを図ります。



³⁰ キッズゾーン … 保育園などが行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意喚起をすることを目的として設定した区域。

第5章 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取組み

[住民参画・人材育成・男女共同参画・行財政]

I 現状と課題

(1) 住民参画・人材育成

生活様式の多様化等により、地域を愛する気持ちや地域コミュニティとのつながりが希薄となり、町民のまちづくりへの参画は全体的に少なくなる傾向にあります。地域を支えるのは町民であり、若い世代を含めて、町民意識を高め、今後のまちづくりを担う人材を育てていく必要があります。

仕事や子育てのために、まちづくりへの参加が難しい町民も多いと思われませんが、町民・事業者・行政が協力し合って、まちづくりに参画しやすい環境をつくっていく必要があります。

また、人口減少により、行政区（町内会）活動の担い手の高齢化や確保が困難になってきていることから、役員構成のスリム化を進める必要があります。

(2) 男女共同参画

社会情勢の急速な変化の中、男女が対等な立場でそれぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現が重要な課題となっています。近年では職場や家庭、地域社会においても性別等を越えた多様性を尊重し、ともに充実した安心な暮らしを築くことができる環境づくりが求められています。

町では、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に対する認識を定着させ、意識向上に向けて広く周知・啓発活動に取り組む必要があります。

性別等の多様性については、住民意識の向上のため、広く周知、啓発に取り組む必要があり、女性が抱える様々な心配事や悩み事の解消を図り、女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現が求められます。

このことから、ワーク・ライフ・バランス³¹の実現に向けた気運の醸成や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の取得促進を図るとともに、女性の活躍を妨げる様々な課題を解決し、理解を深めていく必要があります。

(3) 行財政

本町の財政状況は、近年実施した大規模事業に伴う地方債の借入により、公債費が増加傾向にあります。健全財政を維持しているところです。

財政構造は、地方交付税に大きく依存しており、国の動きや景気の動向に大きく左右される状況となっています。歳出構造は、公債費等の義務的経費の占める割合が増加傾向にありますが、多様化している町民ニーズや新たな行政課題に対応するため、さらにコスト意識を持ち、経費の節減、事務事業の点検に取り組み、歳入では、公正・公平の原則に基づく負担の均衡を考慮し、負担のあり方を抜本的に見直すなど、持続可能で安定した財政運営が必要となっています。

財政の硬直化を招かないよう各種財政指標を見極めながら対応するとともに、中長期的な展望をもって財政基盤を強化し、安定した財政運営を推進していく必要があります。

³¹ ワーク・ライフ・バランス … 「仕事と生活の調和」を意味し、働く全ての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

2 施策

(1) 住民参画の促進・人材の育成

- ① 地域ビジョン等を踏まえた地域のまちづくり活動が円滑に推進できるよう、行政区が主体となったコミュニティ活動を支援します。
- ② まちづくりへの参加意識の醸成を図るとともに、それぞれのライフスタイルに合った形で関係機関と連携を深めながら、まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。
- ③ 中高生の地域での活動が地域を愛する気持ちを高めることから、地域の伝統行事や祭り、イベント等への参加に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- ④ 町内を練習拠点とするスポーツチームを応援し、関係人口・交流人口の創出を図るほか、町民が心身の健康と生活の楽しみを享受できる施設として、地域交流拠点の整備に向けた取り組みを支援します。



(2) 男女共同参画の啓発・促進

- ① 政策や方針の決定過程における女性委員の積極的な登用促進を図り、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進させます。
- ② 家庭、地域、学校、事業所等において男女共同参画の啓発や男性の家事、育児、介護への参加、出産・育児と仕事の両立、地域や社会への参画がしやすい環境整備の充実に努めます。
- ③ 国の女性活躍を推進する施策に基づきながら、女性活躍に関する課題の把握を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて努めます。

(3) 健全な行財政

- ① 優先度や緊急度等を勘案し、限られた財源の適正な配分と効果的な活用に取り組むとともに、ふるさと納税の活用や受益者負担の適正化等により新たな財源の創出に努め、サービス向上とコストの削減をめざして、積極的に民間活力を導入し、行政のスリム化に努めます。
- ② 健全な財政確保のため、基盤となる税収の確保はもちろんのこと、地方債の抑制に努めるとともに、地方債の活用にあたっては、国の財政措置のあるものを十分に検討し、国や北海道の事業を積極的に活用することで自主財源の確保を図ります。
- ③ 公共施設の建替えや大規模改修にあたっては、機能移転や複合化等によって有効活用を図りつつ、施設整備にあたっては脱炭素社会実現に向け、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に積極的に取り組みます。



[情報発信]

Ⅰ 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 情報発信の充実

	意見の概要
① SNS・アプリ	高齢者のスマホ苦手意識の改善 自らLINEを見るための工夫（音声お知らせ） 町のアプリ導入
② ホームページ	知りたいことがすぐに見られるように 知りたい情報が公開されていないことによる不信感
③ 写真・動画	YouTubeの取り組みは上川中部で一番。定期的に投稿を 町の特徴・四季を定点映像で記録して発信 フォトコン結果を大々的にPR
④ 紙媒体	SNSばかりになると高齢者に行き届かない 紙媒体の良さ 公共施設の貼り紙多くて見られていないのでは
⑤ デジタル媒体	高齢者向けテレビのデータ放送 デジタルサイネージ ³² で全町的な行事予定 デジタル広報紙で写真・動画コンテンツを充実
⑥ メディアとの連携	町の取り組みや進捗がわかる機会づくり 過去最高（低）系は記事になりやすい 先進的な取り組みがわかりづらい

(2) 町民参画・広聴の充実

	意見の概要
① 町民参画	町民によるまち自慢動画 面白い取り組みを進める町民を紹介 目安箱の設置
② 広聴	広報紙の町民アドバイザーの導入

2 施策

(1) 情報発信の充実

- ① 様々な広報媒体を組み合わせ活用するなど、積極的かつ効果的に町政情報の発信と公開に取り組み、町民との情報共有を図ります。また、災害時においては、特に迅速かつ正確な情報提供に努めます。
- ② 関係人口を創出し、地域の活性化を図るため、ホームページやSNS等の様々なICTを活用して、町内外への情報発信の充実に努めます。

(2) 広聴の充実

- ① 多世代からまちづくりに関する意見等を聴く場を設け、広聴事業の充実に努めます。また、既存の広聴事業の在り方を検討します。

³² デジタルサイネージ … 看板などの通常のサイネージの役割を液晶ディスプレイなどのデジタル機器で置き換え、さらにデジタルならではの機能をもたせたもの。

[ゼロカーボン]

Ⅰ 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 温室効果ガス「排出量」の削減

	意見の概要
① 省エネルギー	公用車、電気自動車の導入 公共交通の活用
② 新エネルギー	太陽光蓄電の補助 メタンガスの利用 水力発電
③ ごみの削減	食品ロス対策、自家野菜のシェア 家庭用生ごみ処理機の補助 ペーパーレス
④ リサイクル	フリーマーケットでリサイクル品の循環 使用可能な不用品を欲しい人へ譲る仕組み CO2 貯蔵利用

(2) CO2「吸収量」の増加

	意見の概要
① 植林	自分の木を植え、育てる

(3) 普及・啓発

	意見の概要
① 情報提供	環境学習の充実 ゼロカーボンの学習（子どもから大人まで） 町民にわかりやすい事例集の作成
② 専門的人材の確保	ゼロカーボン人材の確保、育成、派遣

2 施策

(1) 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて

- ① 温室効果ガスの排出量削減につながるよう、省エネルギー化への取り組みや再生可能エネルギーの導入とともに、町民や事業所等に対する普及啓発等を推進します。
- ② 脱炭素の暮らし、仕事、まちの実現をめざし、森林環境譲与税等を活用しながら、町民一人ひとりが主体的に行動できるよう、学校や家庭、職場等で環境学習や啓発を行います。
- ③ 限られた資源を有効に活用するため、ごみのリサイクルについて推進します。



[DX (デジタルトランスフォーメーション)]

I 町民ワークショップ等による意見の概要

(1) 行政サービスの維持・向上

	意見の概要
① 窓口業務のデジタル化	押印廃止 電子申請 コンビニ交付
② 防犯・防災・災害対策	防災無線のアプリ化 町内防犯カメラ設置費用の助成 災害対応、危険区域の確認等
③ キャッシュレス化	スキー場リフト券の電子パス化

(2) 業務効率化・生産性向上

	意見の概要
① ペーパーレス化	広報紙等の電子配布（通知化） 会議資料のペーパーレス化 デジタルサイネージの設置
② 事務の効率化	福祉、医療、行政情報の共有化 電子帳簿保存に係る導入費用の助成 予約受付等のデジタル化
③ キャッシュレス化	キャッシュレス決済の導入 セミセルフレジの導入 QR決済、アプリポイント

(3) 普及・啓発

	意見の概要
① 専門的人材の確保	DX人材の確保・育成・派遣 導入時の専門人材不足
② 町民・事業所サポート	高齢者に対するサポート DXの必要性を伝えるセミナー等の開催 業務効率化による生産性向上事例を伝えることが必要

2 施策

(1) DXの推進

- ① デジタルの活用により、町民が安全で安心に、そして健康で元気に暮らすことができる地域社会の実現をめざすとともに、産業の振興や教育の充実を図ります。
- ② 役場庁舎の建替えを契機として、庁内の電子化による業務の効率化を推進するとともに、窓口等におけるICT機器を活用した多様な情報発信の強化により、町民サービスや利便性の向上に取り組みます。

1. 関連する主な個別計画等

2. 策定経過

- (1) 第12次まちづくり計画の評価検証
- (2) 総合振興審議会
- (3) 町民ワークショップ・ぴっぷ未来会議など
- (4) 町議会への説明
- (5) 策定経過一覧

3. 比布町総合振興審議会

- (1) 条例
- (2) 委員名簿
- (3) 諮問・答申

1. 関連する主な個別計画等

課	育	職	住	安	個別計画等	年 度
総務企画	●	●	●	●	比布町人口ビジョン改訂版	令和2年～令和6年
	●	●	●	●	第2期比布町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年～令和6年
			●	●	比布町強靱化計画	令和3年～令和7年
			●	●	比布町地球温暖化対策実行計画	令和6年～令和10年
			●	●	比布町地域公共交通計画	令和6年～令和10年
	●		●	●	比布町公共施設等総合管理計画	平成28年～
			●	●	比布町地域防災計画	平成26年～
			●	●	比布町国民保護計画	平成18年～
	●	●	●	●	比布町中期財政計画	令和6年～令和10年
保健福祉	●		●	●	第5期比布町地域福祉計画	令和6年～令和10年
	●			●	第7期比布町障がい福祉計画 第3期比布町障がい児福祉計画	令和6年～令和8年
	●		●	●	第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2年～令和6年
	●			●	第3次比布町健康増進計画（健康びっぷ21）	令和6年～令和17年
				●	第9期比布町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和6年～令和8年
				●	第3期国民健康保険データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画	令和6年～令和11年
				●	比布町認知症施策推進計画（比布町オレンジプラン）	令和2年～令和6年
農林		●			水田収益力強化ビジョン （比布町地域農業再生協議会）	毎年度策定
		●			農業経営基盤強化促進基本構想	令和4年～令和8年
		●			人・農地プラン	令和4年～令和8年
		●			比布町農業振興地域整備計画	平成9年～
		●			農業農村整備事業管理計画	毎年度策定
		●			比布町田園環境整備マスタープラン	平成14年～
		●			第13次地域農業振興計画（JAびっぷ町）	令和6年～令和10年
		●			比布町森林整備計画	令和6年～令和15年
				●	比布町鳥獣被害防止計画	令和4年～令和6年
観商 光工		●			比布町観光施設経営戦略	平成28年～令和7年
		●			比布町創業支援事業計画	平成29年～令和8年

課	育	職	住	安	個別計画等	年 度
建設			●	●	比布町住生活基本計画	令和3年～令和12年
			●	●	比布町公営住宅等長寿命化計画	令和3年～令和12年
			●	●	比布町耐震改修促進計画	平成22年～
			●	●	比布町橋梁長寿命化修繕計画	令和2年～令和8年
			●	●	比布町舗装個別施設計画	平成30年～令和10年
			●	●	比布町簡易水道事業経営戦略	平成29年～令和8年
			●	●	比布町下水道事業経営戦略	平成29年～令和8年
			●	●	比布町特定環境保全公共下水道事業計画	令和2年～令和7年
			●	●	比布町下水道ストックマネジメント計画	令和6年～令和10年
教育			●	●	第2期比布町空き家等対策計画	令和4年～令和8年
	●				比布町教育大綱	令和4年～令和8年
	●				第7次比布町社会教育中期振興計画	令和6年～令和10年
消防	●				第3次比布町子ども読書活動推進計画	令和6年～令和10年
				●	大雪消防組合消防施設等整備計画	令和6年～令和16年

2. 策定経過

(1) 第12次まちづくり計画の評価検証

まちづくり計画に位置付けた5つの基本方針で、今後の方向性を明確にするための評価検証作業を役場各課・局、大雪消防組合比布消防署で実施し、主な取り組みや成果、課題を取りまとめた。

検証結果は、総合振興審議会における第13次まちづくり計画の策定作業に反映するとともに、議会議員に説明を行った。

(2) 総合振興審議会

- ・ 審議期間：令和5年3月27日～令和6年2月16日の間に4回開催
- ・ 委員：知識経験者や一般地域住民の代表 計19人



(3) 町民ワークショップ・ぴっぷ未来会議など

● 町民ワークショップ

- ・ 実施期間：令和5年7月24日～8月29日 8分野10回実施
- ・ 参加者数：町民ほか49人・役場職員28人 計77人



● ぴっぷ未来会議

- ・ 実施期間：令和5年8月17日～9月12日 3団体で実施
- ・ 参加者数：町民26人・役場職員8人 計34人



● まちづくり懇談会

- ・実施期間：令和5年11月7日～8日 5地区で実施
- ・参加者数：町民36人・役場職員16人 計52人



● 役場職員先進地視察

- ・実施期間：令和5年7月5日～8月21日 7班で8カ所視察
- ・視察人数：役場職員27人



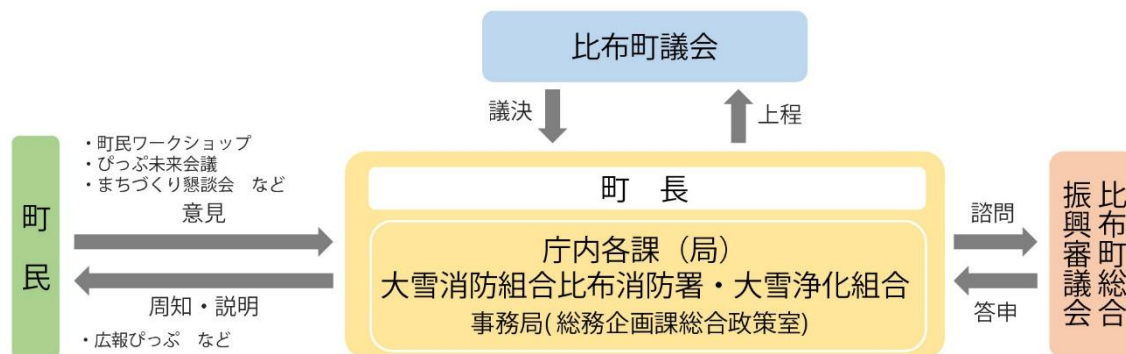
(4) 町議会への説明

年月日	内 容
令和5年 2月22日	総務常任委員会 ・第13次まちづくり計画策定スケジュールについて
6月27日	議会全員協議会 ・第13次まちづくり計画策定スケジュールについて ・第12次まちづくり計画評価・検証結果について
9月27日	議会全員協議会 ・第13次まちづくり計画基本構想について
令和6年 1月29日 2月1日	議会全員協議会 ・第13次まちづくり計画 基本構想・基本計画・実施計画について
2月26日	総務常任委員会 ・第13次まちづくり計画基本構想について

(5) 策定経過一覧

年 月	総合振興審議会	町民意見等	庁内検討	町議会
令和5年 2月			○庁議 ・基本構想 ・策定スケジュール	○総務常任委員会 ・策定スケジュール
3月	○第1回審議会 ・基本構想 ・策定スケジュール			
5月			○庁議 ・12次検証開始 ・ワークショップ	
6月			○庁議 ・12次検証結果	○全員協議会 ・策定スケジュール ・12次検証結果
7月		○ワークショップ ○未来会議	○職員視察 ○庁議 ・ワークショップ	
8月	○第2回審議会 ・12次検証結果 ・ワークショップ	○ワークショップ ○未来会議	○職員視察 ○庁議 ・基本構想、基本計画 ・ワークショップ、職員視察	
9月			○庁議 ・実施計画検討開始	○全員協議会 ・基本構想
10月			○理事者ヒアリング ・実施計画	
11月		○まちづくり懇談会	○庁議 ・実施計画 ・基本構想、基本計画	
令和6年 1月	○第3回審議会 ・基本構想、基本計画、 実施計画		○庁議 ・基本構想、基本計画、 実施計画	○全員協議会 ・基本構想、基本計画、 実施計画
2月	○第4回審議会 ・基本構想、基本計画、 実施計画		○庁議 ・基本構想、基本計画	○全員協議会 ・基本構想、基本計画、 実施計画 ○総務常任委員会 ・基本構想
3月	○第13次まちづくり計画基本構想の議決（3月5日）			

【第13次まちづくり計画の検討体制図】



3. 比布町総合振興審議会

(1) 条 例

○比布町総合振興審議会条例

(昭和46年3月20日条例第3号)

改正昭和61年3月24日条例第2号 平成11年12月21日条例第14号

(設置)

第1条 比布町の総合的な振興に関する対策を樹立し、その円滑なる推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、比布町総合振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、比布町の総合振興に関する計画の策定及びその他その実施に関し必要な調査審議を行うほか、総合振興対策についての意見を具申することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 一般地域住民の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、調査、審議のため必要がある場合には部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

		氏 名	備 考
知識 経験者	会 長	大 西 勝 視	比布町農業協同組合代表理事組合長
	副会長	近 澤 徹 司	比布商工会副会長
	委 員	御 囲 正 寛	比布町農業委員会会長
		加 地 道 喜	比布町教育委員会教育長職務代理者
		大 西 昭 博	比布町社会福祉協議会会長
		鈴 木 佐智子	比布町民生委員協議会会長
上 西 達 彦	比布町観光振興審議会会長		
一 般 地 域 住 民 の 代 表	委 員	菅 原 雄 吉	比布町公民館南分館長
		上 西 克 則	比布消防団団長
		高 野 正 行	比布町文化連盟会長
		亀 海 聡	NPO 法人フレンズ代表
		定 岡 秀 樹	東園振興会会長
		中 野 芳 宣	あそか苑総合施設長
		木 村 美 喜	蘭留振興会会長
		芦 野 道 男	比布町体育協会会長
		片 澤 英 幸	比布中央学校 PTA 副会長
		二 瓶 由美子	比布商工会女性部長
		石 黒 雄 治	くるみ保育園園長
安 藤 裕 子	絵本の読み聞かせ会ひろがり文庫代表		

(3) 諮問・答申

令和5年3月27日

比布町総合振興審議会
会長 大西勝視様

比布町長 村中一徳様

第13次比布町まちづくり計画案について（諮問）

第13次比布町まちづくり計画の策定に当たり、比布町総合振興審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答 申

比布町長 村中一徳様

令和5年3月27日付けで諮問があった第13次比布町まちづくり計画の策定にあたっては、「育（子育て）」「職（しごと）」「住（住まい）」「安（安全安心）」の4つの基本目標を第12次比布町まちづくり計画から継続し、各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取組みを定め、比布町の将来像を展望し、総合的かつ基本的な指針となるよう鋭意審議を重ね策定しましたので答申します。

町長は、この答申に基づき、速やかに第13次比布町まちづくり計画を定め、町民、団体、企業、行政の協働によって、「生涯住み続けたい」と思えるまちをめざし、移住される方が「住んでみたい」と思える本町の10年後の将来像「住んで良かったと思えるまち」の実現に努力されることを望みます。

令和6年2月16日

比布町総合振興審議会
会長 大西勝視





2024年 比布町は 130年を迎えました

- 大雪山連峰
「世界一大雪山がきれいに見える町」
- 真っ赤なイチゴ
「スキーといちごのまち」「びっふいちご狩り」「冬いちご」
- 町樹
「ナナカマド」
- 町花
「スイセン」
- 町章
- 町技
「バレーボール」
- 特産品
「千本ねぎ」
- 特産品
「オクラ」
- 稲
「ゆめぴりか発祥の地」
- 突哨山の
「カタクリ」
- エゾヤマザクラ
「村上山公園」「ふるさと会記念植樹」
- 地酒
「必富」
- エゾシカ
比布町にも多数生息
- ニジマス
「つりぼり」「にじますいくら丼」
- 比布中央学校の
校章
- びっふ
比布駅の看板
びっふエレキパン CM のロケ地
- PIP
比布町 × ビップ株式会社
PIP 相互応援大使ロゴマーク
- たまごかけごはん
「ゆめぴりか」「かっぱの健卵」「びっふ小ねぎ醤油」
- コーヒーカップ
町内のカフェをイメージ
- テント&ランタン
「グリーンパークびっふキャンプ場」
- 良佳プラザ・遊湯びっふ
- スキー板・ストック・リフト2本
「スキーといちごのまち」「びっふスキー場」

比布町公式 SNS



LINE



X (旧Twitter)



facebook



Instagram

第13次 比布町まちづくり計画

発行 令和6(2024)年3月 北海道比布町
 企画・編集 比布町役場総務企画課総合政策室
 〒078-0392 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
 TEL 0166-85-2111 (直通 4802) FAX 0166-85-2389